

令和8年度 要請文解説

1 義務教育の質を高めるための公財政教育支出の充実及び、義務教育費国庫負担制度による国庫負担率二分の一を実現すること

本要請は、日本全国どの地域においても質の高い義務教育を等しく保障するという、教育の国が保障すべき、最低水準の堅持を目的としている。平成18年の「三位一体の改革」により、教職員給与費の国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられて以来、地方自治体の財政力格差が教育現場の人的資源や環境整備に影響を及ぼす懸念が指摘されている。全国公立学校教頭会（以下、全公教）による令和7年度調査結果では、全国の公立小中学校の約20%が年度当初から教員未配置の状況であり、その中でも複数人の未配置は4.3%となっている。それを副校長・教頭が代替せざるを得ない実態が浮き彫りになっており、教育の質の基盤となる教職員の確保が、自治体の財政状況に左右される現状は、一刻も早く解消されるべき喫緊の課題である。

また、令和8年度の文部科学省概算要求では、教職調整額を現行の4%から段階的に引き上げることや、不登校対策・学級担任の負担軽減に向けた教職員定数の改善など、過去最大規模の予算投入が計画されている。これは、国が「教師を取り巻く環境整備」を国家の重要戦略と位置づけた結果といえる。しかし、これらの画期的な施策が実行に移されるためには、その財源確保が不可欠である。国庫負担率が三分の一のままでは、新たな施策を導入するたびに自治体側の負担も増大し、結果として支援員や専門スタッフの配置が抑制されるなど、施策の効果が十分に発揮されない危険がある。つまり、国庫負担率を二分の一にすることは、教育改革を実効性のあるものにするために重要な要素である。

2 副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、学校組織のマネジメントに係る業務を専門的に支援する、副校長・教頭マネジメント支援員の配置を拡充していくこと

学校経営の要である副校長・教頭が、その本来の職責である「教育課程の管理」や「教職員の育成」に代表される学校組織マネジメントに専念できる体制を構築するための、喫緊の人的支援策である。

全公教による令和7年度調査によると、副校長・教頭の約50%の勤務時間は依然として12時間以上に及び、その内容は多岐にわたる事務作業、施設管理、突発的な生徒指導や保護者対応に追われる実態がある。加えて、副校長・教頭マネジメント支援員の配置は約6%であり、全国的な配置はほとんど進んでいない。複雑化する地域連携や、増加する国・県からの調査物への対応は、副校長・教頭個人の資質や努力で解決できる量を超えている。そのため、学校経営を支える副校長・教頭が、疲弊のあまり「危機管理」に追われるばかりの状況は、組織としての自浄作用の欠如や次世代の学校の発展を妨げる要因となっている。

令和8年度の概算要求では、教員の負担軽減を目的とした「支援員」の配置拡充が重点項目として掲げられている。しかし、これまでの支援員配置は主に学級担任や授業補助に軸足が置かれてきた。本要請が強調するのは、副校長・教頭の業務そのものを専門的にサポートする人材の必要性である。副校長・教頭マネジメント支援員の配置とは、具体的には公文書の起案補助、予算執行の事務手続き、統計資料の作成、さらには地域・外部機関との連絡調整といった「教員免許を必ずしも必要としないが、学校運営上不可欠な業務」を行う支援員と連携して取り組むことにより、副校長・教頭が学校組織マネジメントに割く時間を確保することができる仕組みである。これにより、副校長・教頭の事務負担を大きく軽減することができ、より確かに学校組織マネジメントに時間をかけることができ、教育の質を高めたり、組織の意思決定を迅速にしたりすることができるようになる。

3 「教員不足」による、教員未配置をなくすための施策を講じること

文部科学省が公表した「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」によると、全国の公立学校教員採用試験における受験者数は前年より減少し、特に中学校・高等学校でその傾向が顕著であった。また、競争倍率は過去最低水準となり、小学校では2.0倍、中学校では3.6倍と、いずれも前年を下回った。この背景には、教職の魅力や働き方への課題、少子化による志願者数の減少などがあるとされている。こうした状況から、教員の質の確保と教員不足への対応が、今後の重要な課題として改めて認識されている。

全教委による令和7年度調査によると、令和6年度教員配置状況では、小学校の11.5%、中学校の11.4%が欠員の状態で年度を開始しており、年度途中に生じた欠員を解消できなかった学校も、小学校で8.8%、中学校で7.2%にのぼった。教員未配置時には、副校長・教頭が担任の代替を務めるケースが小学校で30.2%、中学校で7.5%あり、授業の一部を担当するケースは小学校43.9%、中学校43.4%、授業以外の活動を担うケースは小学校25.9%、中学校49.1%であった。

令和7年度教員配置状況では、年度当初に何らかの未配置があった学校は全体の約20%（4,200校以上）にのぼり、複数人の未配置があった学校は4.3%であった。また、始業式時点で学級担任が不在だった学校は小中合わせて2.1%（448校）、担任不在の学級数は497学級にのぼる。さらに、小学校高学年における専科教員の配置状況では、専科が配置されていない学校が48.9%、1人のみ配置されている学校を含めると80%を超え、3人以上配置されている学校はわずか6.3%にとどまっている。

令和7年6月11日に給特法等改正法が成立し、教職員定数の改善や約50年ぶりとなる教職調整額の引上げなど、教師の職務の重要性にふさわしい処遇改善が進められている。また、文部科学省令和8年度予算要求においては「教師人材の確保強化」が主要事項として掲げられている。学校現場における短期間の欠員を補う教師入職の新たなモデル創出による指導体制確保、学校における働き方改革の推進による教師の魅力向上を目指している。特に義務教育段階では、教員未配置が発生する事例が見られ、学校の十分な指導体制を全国で確保するためには、自治体単独の取組では限界がある。教員未配置の解消は喫緊の課題であり、処遇改善に加えて、入職支援、魅力発信、実態把握の強化など、国主導の包括的な人材確保戦略が不可欠である。今後も継続的な施策の検討と実行を通じ、全国の学校における指導体制の確保を図る必要がある。

4 「学校と教師の業務の3分類」を保護者・地域・地方自治体・教育委員会に周知するための働きかけを継続的に行い、学校の働き方改革への理解を深め実行につなげる施策を講じること

平成31年中央教育審議会答申において「学校・教師が担う業務に係る3分類」が示された。これを受け、文部科学省は各自治体や学校に対し、業務改善の取組を推進するよう通知やガイドラインを通じて働きかけを行ってきた。また、令和3年6月には、文部科学省初等中等教育局長より「教職員の業務改善に関する取組の徹底について」が発出され、教員の業務の見直しにあたり、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であることが明記された。同年の中教審答申でも、地域と連携した学校マネジメントの重要性が強調されている。さらに、令和7年に成立した改正給特法においては、教員の勤務実態の的確な把握や勤務時間の上限の明確化など、教員の働き方改革を制度的に支えるための重要な措置が講じられた。この改正法の附帯決議では、教員の業務の「3分類」の考え方を踏まえた業務の見直しを進めるとともに、保護者や地域住民の理解促進に向けた取組の重要性が明記されており、国としてもその推進に責任を持つ姿勢が示されている。令和7年度には新たに「学校と教師の業務の3分類」が示され、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」が提示された。

しかしながら、現場では依然として、学校や教員に集中している実態があり、保護者や地域住民の理解が十分に浸透していないケースも見受けられる。

全公教による令和7年度調査によると、学校徴収金の徴収・管理については92.9%、地域ボランティアとの調整は88.5%の学校が担っている。また、登下校時の対応についても78.1%の学校が関与している実態が明らかになった。また、調査・統計への回答や児童生徒の休み時間対応、校内清掃は学校が担っている割合が非常に高く、部活動に関しては、96.9%の中学校がその業務を担っているという結果が示された。

こうした状況を改善し、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整えるために、「学校と教師の業務の3分類」の考え方を保護者や地域社会に対しても分かりやすく伝え、共通理解を深め、実行可能にしていくことが急務である。

5 防災対策・酷暑対策・ICT機器の活用等を含めた教育施設・設備等の環境整備を進めること

自然災害に対応する学校施設設備の安全性の向上、気候の変化による酷暑対策の一環として教室・体育館等の全館冷暖房等、学校施設の環境改善が必要である。修繕が必要なのに予算が足りずに修繕を行うことができないケースも見られる。また、GIGAスクール構想の推進に向けた一人一台端末の管理も教員の新たな仕事として負担となっている他、そのスムーズな活用や機器の入れ替え、通信ネットワーク速度の改善は早急に進める必要がある。

これらの提言を実現させるためには、行政のみならず、社会全体が教師をしっかりと支えるという意識が必要である。中教審答申の内容を社会にわかりやすく情報発信すると共に、予算上、法制上の措置を行い、これらの改革を確実に行うことを強く求めたい。